

岩手県告示第157号

岩手県漁業調整規則（昭和42年岩手県規則第31号）第52条第3項の規定により、坂本一男に対し、寿丸（漁船登録番号IT3-50588）の停泊を命ずることについて、次のとおり聴聞を行う。

平成29年3月3日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 期日 平成29年3月27日(月) 午後1時から
- 2 場所 宮古市五月町1番20号 宮古地区合同庁舎1階 第1会議室